

春日部市放課後児童クラブ Cブロック 指定管理者募集要項

幸松・牛島・小湊・南桜井

川辺・桜川・中野・江戸川

(全14クラブ・定員655名)

[平成30年6月]

春日部市

目 次

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
(1)	施設設置の目的・役割	1
(2)	施設の沿革等	1
(3)	施設の所在地	1
(4)	施設の規模	1
(5)	休室日及び開室時間	1
(6)	施設の運営体制	2
(7)	施設の利用状況	2
3	管理に当たっての条件	2
(1)	指定管理者が行う業務	2
(2)	管理に要する経費	2
(3)	指定予定期間	3
(4)	管理の基準	3
(5)	指定管理者と市との役割分担	4
(6)	指定管理者の業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	5
(7)	委託等の禁止	5
(8)	その他	5
4	申請の手続	6
(1)	申請資格及び条件等	6
(2)	申請の方法	7
(3)	質問事項の受付	10
(4)	現地説明会の実施	10
(5)	著作権の帰属等	10
(6)	費用の負担	10
(7)	情報公開条例に基づく公開請求	11
(8)	申請の辞退	11
5	指定管理者の指定等	11
(1)	指定管理者の指定方法	11
(2)	指定管理者候補者の選定	11
(3)	選定に当たっての審査基準（配点割合）	11
(4)	選定に当たっての審査方法等	12
6	指定管理者指定後の手続	12
(1)	協定の締結	12
(2)	引継ぎ、準備行為の実施	12
(3)	その他	12
7	スケジュール	13
8	問合せ先	13

◎添付資料

資料 1 放課後児童クラブ施設一覧表……………	1 4
資料 2 放課後児童クラブ入室児童数表（平成 2 6 ～ 3 0 年度） ……	1 5
資料 3 指定管理者の業務に関する仕様書 ……	2 0
資料 4 施設の改築及び修繕等の実施区分 ……	3 0
資料 5 過去 3 年間の指定管理業務支出額及びその内容（全施設） ……	3 1
資料 6 過去 3 年間の指定管理業務支出額及びその内容（ブロック別） ……	3 3
資料 7 協定の内容 ……	3 9

◎申請書等

様式 1 春日部市放課後児童クラブ（Cブロック）指定管理者指定申請書……	7 8
様式 2 春日部市放課後児童クラブ（Cブロック）の 管理運営に係る事業計画書……	8 0
様式 3 共同事業体協定書 ……	8 8
様式 4 誓約書 ……	9 3
様式 5 春日部市放課後児童クラブ（Cブロック） 指定管理者募集要項の内容等に関する質問書……	9 4
様式 6 春日部市放課後児童クラブ（Cブロック） 指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書……	9 5
様式 7 申請辞退届 ……	9 6

1 指定管理者の募集について

市では、市内の放課後児童クラブ39クラブについて、地方自治法（平成22年法律67号）の一部改正（平成15年9月2日施行）により創設された指定管理者制度を、平成18年9月から段階的に導入し、平成31年3月末をもって現在の指定期間が満了となります。今後においても、引き続き指定管理者制度により施設の管理運営を実施していくことから、条例に基づいて第4期目の指定管理者を募集するものです。

なお、指定管理者の募集にあたっては、より一層の保育サービスの向上を図る観点から、児童数や施設規模、地域の特性などを総合的に勘案し、これまでの全ての放課後児童クラブの包括的な運営・管理から、3つの区域に分割した、特定（個別）施設の運営・管理をしていただきます。

民間事業者などのノウハウを活用することで、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な管理運営の推進を図りたいと考えております。

2 施設の概要

(1) 施設設置の目的・役割

放課後児童クラブは、放課後等に保護者が就労等により常時留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図ることを目的とします。

(2) 施設の沿革等

施設の沿革等については、別添資料1（放課後児童クラブ施設一覧表）を参照してください。なお、平成31年度より、庄和北部地域に春日部市立江戸川小中学校が開校することに伴い、新たに「江戸川放課後児童クラブ」を新設するため、全40か所の施設となる予定です。

(3) 施設の所在地

別添資料1（放課後児童クラブ施設一覧表）を参照してください。

(4) 施設の規模

別添資料1（放課後児童クラブ施設一覧表）を参照してください。なお、Cブロックについては「幸松・牛島・小渕・南桜井・川辺・桜川・中野・江戸川」の全14の放課後児童クラブで、児童の定員数は655名の規模となります。

(5) 休室日及び開室時間

○休室日

（ア） 日曜日

（イ） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（ウ） 12月29日から翌年1月3日までの日

※ 市長は、（ア）から（ウ）のほか、必要があるときは、臨時に休室日を設けることができます。

※ 指定管理者において臨時の休室日を設ける場合は、市の承認を得てください。

○開室時間

（ア） 学校の授業日の月曜日から金曜日までにあつては、学校の放課後から午後7時

まで

(イ) 学校の休業日の月曜日から土曜日までにあつては、午前7時30分から午後7時まで

※ 市長が特別な事情があると認めたときは、開室時間を変更することができます。

※ 指定管理者において開室時間を変更する場合は、市の承認を得てください。

(6) 施設の運営体制

施設の運営体制の詳細については、別添資料3を参照してください。

(7) 施設の利用状況

入室児童数は、別添資料2を参照してください。

3 管理に当たっての条件

(1) 指定管理者が行う業務

ア 家庭生活及び社会生活に必要な生活習慣の育成に関する業務

イ 児童クラブに入室した児童の保育に関する業務

ウ 放課後児童クラブの施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務

エ その他設置目的を達成するために必要な業務

※ 業務内容に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。なお、指定管理者の業務に関する仕様は別添資料3を、施設の改築及び修繕等の実施区分については、別添資料4を参照してください。

(2) 管理に要する経費

放課後児童クラブの管理に要する経費は、市から支払う指定管理料によって賄うこととします。（おやつ代は除く）

ア 指定管理者の業務に係る指定管理料

市は、おやつ購入費を除く指定管理者の業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の額について、提案を求めます。

なお、指定管理料の具体的な額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書において定めます。

基準価格 690,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 指定管理制度を導入した平成27年度から平成29年度までの指定管理者の業務に係る経費及び市の支出額並びにその内容（内訳）については、別添資料5及び資料6を参照してください。

イ 利益還元制度

指定管理者は、市による省エネルギー型設備の導入等、指定管理者の経営努力以外により、支出の積算根拠が減少した場合、又はその要因から実際に利益が増加した場合、その増加分の利益について、市に還元するものとします。

還元する場合の額及び方法については、双方協議のうえ定めるものとします。

(3) 指定予定期間

2019年（平成31年）4月1日から2024年（平成36年）3月31日までの5年間を予定しています。

(4) 管理の基準

以下の基準を守って放課後児童クラブの業務を実施してください。

ア 関係法令、条例及び規則を遵守した適正な放課後児童クラブの運営

地方自治法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号）など、業務を行うに当たっては関連する法令等を遵守し業務を実施してください。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法令においても遵守し、職員の雇用・労働条件についても、適正な取扱いを行ってください。

イ 放課後児童クラブの適切な維持管理

業務を行うに当たっては、入室児童が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

なお、施設の改築及び修繕等の実施区分については、別添資料4を参照してください。また、詳細については、協議の上、協定で定めます。

ウ 情報資産の適正な取扱い

指定管理者は、情報セキュリティの重要性を認識するとともに、業務の遂行に当たっては、春日部市情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとします。また、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守することはもちろんのこと、春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第17号）に基づき、個人情報の取扱いについては十分注意を払い、業務を通じて取得した個人情報に適正に取り扱ってください。

エ 市の承認を得た上での新たな取組の実施

自主事業及び利便性の向上のための取組その他の新たな取組を行う場合は、あらかじめ市と協議し、承認を得た上で実施してください。

オ 市内団体等に配慮した行政財産の目的外使用

自動販売機の設置等、行政財産の目的外使用に当たっては、あらかじめ市と協議し、市内事業者及び市内関係団体の設置等に配慮して計画し、許可を受けた上で使用してください。

使用に当たっては、春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成17年条例第79号）及び春日部市行政財産使用規則（平成17年規則第133号）に基づき、必要な許可手続きの上、市に使用料を納付することとなります。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(5) 指定管理者と市との役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項 目	指定管理者	市
①施設（建物、構築物、機械設備等）の保守	○	
②施設の維持管理（植栽管理清掃等を含む）	○	
③安全衛生管理	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤事故、火災等による施設損傷の回復	△ （自己の責に 帰すべき事由 による場合）	○
⑥施設利用者の被災に対する責任	△ （自己の責に 帰すべき事由 による場合）	○
⑦施設の火災共済保険の加入		○
⑧包括的な管理責任		○

※ 本表に定めがない場合又は疑義がある場合は、双方協議のうえ決定します。

※ その他の指定管理者の役割

- 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、放課後児童クラブを常に良好な状態に管理する義務を負います。
- 施設の管理瑕疵による場合で、施設内で生じた事故等により損害が生じた場合は、指定管理者が加入する損害賠償保険等の必要な保険で対応してください。
- 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに市に報告しなければなりません。
- 放課後児童クラブは、緊急災害時の避難場所、ボランティア活動拠点、物資集配拠点その他の災害対応に関する拠点（以下「避難場所等」という。）に位置づけられた場合、緊急災害時は避難場所等とします。緊急災害時の場合には、市が避難場所等での対応をとるとともに、避難場所等としての役割を果たすため、指定管理者も市と協力し、施設の案内、施設設備の点検及び操作、避難者の安全確保等、市の指示のもと必要に応じた施設管理の対応を指定管理者の業務として行ってください。
- ※ 指定管理者が管理する施設を避難場所等として利用することによって、新たに必要となる費用や施設が通常利用できないことによる利用料金収入等の補填等の追加費用は、甲乙協議により、原則、市が負担することになります。

(6) 指定管理者の業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、市は、指定管理者に対して改善指導を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ 指定管理者が市の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理者の業務の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- エ イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。
- オ 市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理者の業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理者の業務の継続の可否について協議することとします。

(7) 委託等の禁止

指定管理者の業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

なお、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、市内事業者に発注し、委託又は請け負わせるよう努めてください。また、物品等の調達についても、市内事業者の受注機会の増大に努めてください。

(8) その他

ア 文書等の適正な管理・保存

指定管理者の業務を通じて作成又は取得した文書等は、適正な管理・保存に努めることとします。

また、指定期間終了時に、市の指示に従って文書の引継等を行います。

イ 情報公開

春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づき、指定管理業務に従事する職員が組織的に用いる文書等は、情報公開の対象となります。

ウ 継続監視（モニタリング）

市は、指定管理者が協定書、事業計画書等に従い、適切に施設運営を行っているかを的確に把握するため、継続監視を実施します。

エ 春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）の適用

指定管理者が行う業務は、春日部市行政手続条例に基づいて行わなければならない、審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めておかなければなりません。

4 申請の手続

(1) 申請資格及び条件等

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

ア 次のいずれかに該当する法人等は申請者となることはできません。

- (ア) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (イ) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (ロ) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (オ) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
- (カ) 法人等の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体
- (キ) 令第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- (ク) 会社更生法（平成第14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- (ケ) 春日部市から指名停止措置を受けている法人等
- (コ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している法人等

※(ア)～(ロ)については、春日部市が財政援助を与えるものを除きます。

イ 複数の法人等で共同事業体を構成して申請する場合は、以下の項目に留意してください。

- (ア) 共同事業体協定書<様式3>を提出してください。
- (イ) 共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は単独で申請を行うことができません。
- (ロ) 共同事業体の構成員のいずれかが上記アのいずれかに該当する場合は、指定を受けられません。

ウ 本件業務に従事する本市職員、下記5「指定管理者の指定等」－(4)「選定に当たっての審査方法等」の選定委員会の委員等に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(2) 申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を市に提出してください。

共同事業体を構成して申請する場合には、適切な名称を付け、その名称で申請してください。ただし、指定管理者指定申請書の記名押印等については、構成する法人等の全員が行ってください。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 提出書類

(ア) 春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書<様式1>

(イ) 放課後児童クラブの管理運営に係る事業計画書<様式2>

以下の項目について、放課後児童クラブの設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容としてください。

① 指定管理者の業務を行うに当たっての基本方針

放課後児童クラブを管理運営していくに当たっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営の方針など）を記述してください。

② 管理執行体制

管理運営に当たっての人員配置や業務体制について提案してください。

③ 職員の労働条件等

81ページの<別添1（様式2－3関係）>に、計画している職員の労働条件等について記入してください。

④ 放課後児童クラブの現状認識と将来展望等

放課後児童クラブの現在の状況に対する認識と将来どのような管理運営を目指していくのかなどについて提案してください。

⑤ 自主事業計画

自主事業の実施計画（名称、内容、実施時期・方法等）について提案してください。

⑥ サービス等を向上させるための方策

①の基本方針を受けて、放課後児童クラブの利用者に対する具体的なサービス向上の提案をしてください。

⑦ 利用者等のニーズの把握及び実現策

①の基本方針を受けて、利用者等のニーズの把握及び実現策について提案してください。

⑧ 保護者との協力連携について

保護者への情報提供や連絡調整の方法について提案してください。

⑨ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

放課後児童クラブを運営していく以上、入室児童の保護者等の方々からの苦情や不満、トラブルに対して、解決方法や体制の整備が必要です。苦情等に対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。

⑩ 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

放課後児童クラブを管理運営していく過程において、入室児童及びその保護者等の方々の個人に関する情報の保護、適正な管理が要求されます。その取扱いについての情報管理体制や基本的な方針について提案してください。

⑪ 危機管理に対する方針について

放課後児童クラブは子ども達の大切な生活の場である以上、防災や防犯、その他緊急時の対応などについて、十分に対応できる体制が必要です。その基本的な方針について提案してください。

⑫ 市内事業者との連携について

地域経済の活性化に繋がる市内事業者との連携や、市内事業者の受注機会の拡大に向けた取組について提案してください。

⑬ 指定期間 5 年間の計画

8 2 ページの＜別添 2（様式 2－1 2 関係）＞に、次の計画について記入してください。

(1) 利用人員予測

(2) 収支計画

1) 指定期間 5 年間の収支計画

2) 平成 3 1 年度の収支予算案

3) 収支計画の妥当性

⑭ その他の提案について

上記以外で、放課後児童クラブの設置目的を効率的、効果的に達成する方法等がありましたら積極的に提案してください。

(ウ) 共同事業体協定書＜様式 3＞ ※共同事業体を構成して申請する場合のみ

(エ) 法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類

(オ) 法人等の決算関係書類（過去 3 か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類）

(カ) 法人等の予算関係書類（直近 1 か年分の事業計画書、資金収支予算書又はこれに準ずる書類）

(キ) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの、就業規則及び給与規程又はこれらに準ずる書類）

(ク) 国税、都道府県税、市町村税に関する納税証明書（過去 3 か年分）

・ 国税＝法人税、消費税及び地方消費税（納税証明その 3）

・ 都道府県税＝法人都道府県民税、法人事業税

・ 市町村税＝法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税、事業所税

※ 課税されていない場合は、その理由を提出してください。（様式自由）

(ケ) 役員の名簿（氏名（フリガナ）、性別、住所、生年月日）及び履歴を記載した書類

(コ) 類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去 5 年間を対象として、次の①～③を記載）

- ① 類似施設の業務実績（施設名、指定管理・管理委託の別、期間、業務内容等）
- ② 類似施設以外に受託している指定管理業務実績（施設名、期間、業務内容等）
- ③ 上記①・②以外の春日部市内における主な業務実績（業務名、期間、業務内容等）

※ 実績がないものについては、「特になし」と明記してください。

(サ) 誓約書（(1)のア(ア)～(コ)に該当しないことの誓約書）〈様式4〉

イ 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。ただし、(ア)、(エ)、(ク)及び(サ)については、正本1部のみを提出してください。

なお、共同事業体を構成して申請する場合は、(エ)から(サ)までについては、構成員ごとに提出してください。

ウ 提出方法及び提出場所

申請書類等の提出は、持参とします。

※ 正本と副本が区別できるよう提出してください。

※ 各提出書類が区別できるよう、次のとおりインデックスシールを付けてください。（正本・副本全て）

- ・ 様式1「春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書」の添付書類、「春日部市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書提出書類等一覧」にある各書類については、赤のインデックスシールにNo.を振って付けてください。
- ・ 様式2「放課後児童クラブの管理運営に係る事業計画書」にある各書類については、青のインデックスシールにNo.を振って付けてください。
- ・ インデックスシールの付け方は、各書類にそのまま付けるのではなく、インデックスシールを白紙や厚紙等に付けて、その紙を各書類の頭紙として差し込んでください。

〔提出先〕

春日部市役所本庁舎1階 こども未来部保育課放課後児童クラブ担当
埼玉県春日部市中央6-2
電話 048-736-1111（内線：2597）

エ 受付期間

平成30年7月13日（金）から7月20日（金）までの午前9時から午後5時までに上記の提出先まで持参してください。（土日、祝日は受付いたしません。）

オ その他

申請については、一申請者につき一提案に限ります。複数の提案はできません。また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

募集に関する案内の追加・訂正等が万が一発生した場合、春日部市公式ホームページ（アドレス：<http://www.city.kasukabe.lg.jp>）の「指定管理者制度」（「トップページ」→「産業・ビジネス」→「指定管理者制度」）のページ内で案内することがありますので、申請受付終了まで確認してください。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 平成30年6月15日（金）～6月29日（金）午後5時までとします。
- イ 受付方法 募集要項の内容等に関する質問書<様式5>に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。なお、電子メールの件名は、「募集要項の内容等に関する質問書」として送信してください。
- 送信後に、必ず送信された旨の電話連絡を保育課あてお願いします。
(電話・来訪等での口頭による質問は受け付けません。)
- [メールアドレス] hoiku@city.kasukabe.lg.jp
- [電話番号] 048-736-1111（内線）2597
- ウ 回答方法 平成30年7月6日（金）に質問事項及び回答を春日部市公式ホームページ（アドレス：<http://www.city.kasukabe.lg.jp>）の「指定管理者制度」（「トップページ」→「産業・ビジネス」→「指定管理者制度」）のページ内において公表します。
- 現地説明会において出された質問事項及び回答についても併せて公表します。（質問者名は表示しません。）

(4) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。申請予定者は、原則として出席してください。なお、参加人数は、1団体2名までとさせていただきます。

参加を希望される場合は、現地説明会申込書<様式6>に必要事項を記入のうえ、平成30年6月21日（木）までに、電子メール（上記メールアドレス）で申込みしてください。なお、電子メールの件名は、「現地説明会参加申込書」として送信してください。送信後に、必ず送信された旨の電話連絡を保育課あてお願いします。

- ア 開催日時 平成30年6月27日（水）午前9時30分～
- イ 説明会場 桜川放課後児童クラブ保育室他
- ※ 10分前までに保育課事務室までお越しください。
- ※ 募集要項をご持参ください。

(5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。なお、提出された書類等は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

(7) 情報公開条例に基づく公開請求

提出された申請書類について、情報公開の請求があった場合は、春日部市情報公開条例第6条に定める非公開情報（個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き、公開することとなりますので、了承の上で申請してください。

(8) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、申請辞退届<様式7>により申し出てください。

5 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、春日部市議会の議決を経て、文書で春日部市長が指定します。なお、指定後速やかに、告示します。

(2) 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては提出された申請書及びプレゼンテーションの内容を基に、(3)の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者としてします。

申請者が多数の場合は、提出された申請書による審査（一次評価）を行い、候補者を絞りこむ場合があります。

選定結果は、すべての申請者に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者候補者を選定する場合があります。

また、選定委員会における選定の結果、施設の管理を行うに相当と認める団体がないと判断された場合又は申請者が1団体の場合は原則再募集となります。

(3) 選定に当たっての審査基準（配点割合）

ア 事業計画書による放課後児童クラブの管理運営が、市民の平等な施設利用を確保することができること。（8％）

イ 事業計画書の内容が、放課後児童クラブの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。（55％）

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。（33％）

エ 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。（4％）

(4) 選定に当たっての審査方法等

春日部市こども未来部が設置する選定委員会が、審査基準に基づいて審査します。

なお、春日部市附属機関の会議の公開に関する要綱第2条第2号ただし書の規定により、当会議は会議公開の対象となる会議ではありません。

6 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議の上、協定を締結するものとします。

なお、協定の内容については別添資料7を参照してください。

(2) 引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は市と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理者の業務が実施できるよう市及び前指定管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、指定管理者の負担とします。

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

7 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは以下のとおりです。

月 日	内 容
平成30年 6月15日（金）	募集要項配布開始
6月15日（金）	質問受付開始
6月27日（水）	現地説明会（9：30～）
6月29日（金）	質問事項受付締切
7月 6日（金）	質問事項に対する回答
7月13日（金） ～7月20日（金）	申請書の受付
9月下旬	プレゼンテーション 詳細な日程は改めて連絡します。
10月中旬～下旬	審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
12月中旬	指定管理者の議決（市議会12月定例会）
12月中旬	指定管理者の指定（告示）
平成31年 1月下旬	協定の締結
1月下旬～ 3月31（日）	指定管理業務の引継ぎ・運営開始準備
4月1日（月）	指定管理者による運営の開始

※ 上記のほか、申請状況により、現在、申請団体が管理している施設を視察する場合があります。

8 問合せ先

春日部市こども未来部保育課 放課後児童クラブ担当

住 所 〒344-8577

埼玉県春日部市中央6-2

電 話 048-736-1111（内線：2597）

FAX 048-733-0220

E-mail hoiku@city.kasukabe.lg.jp

Aブロック

放課後児童クラブ施設一覧表

資料1

※ 各クラブの定員の110%までは入室させる弾力的運用を行います。

番号	クラブ名	定員	所在地	施設の構造	延床面積	備考
1	粕壁放課後児童クラブ1	45人	春日部市粕壁東三丁目2番19号 (粕壁小学校内)	プレハブ造平屋建て	79.08㎡	H10.4.1余裕教室で開設 H14.4.1プレハブ施設開所 H22.4.1分割
	粕壁放課後児童クラブ2	55人			88.59㎡	
2	内牧放課後児童クラブ1	55人	春日部市内牧2, 415番地2 (内牧小学校敷地内)	プレハブ造平屋建て	103.88㎡	H10.4.1プレハブ施設開設
	内牧放課後児童クラブ2	35人		校舎内1階1教室	63.00㎡	H27.10.1余裕教室開設
3	豊春放課後児童クラブ1	55人	春日部市道順川戸37番地1 (豊春小学校内)	プレハブ造平屋建て	104.57㎡	H10.4.1プレハブ施設開設 H17.4.1プレハブ施設増設 H22.4.1分割
	豊春放課後児童クラブ2	35人			78.84㎡	
4	八木崎放課後児童クラブ1	45人	春日部市中央四丁目1番地 (八木崎小学校内)	プレハブ造平屋建て	93.76㎡	H10.4.1プレハブ施設開設 H11.8.1プレハブ施設増設 H22.4.1分割
	八木崎放課後児童クラブ2	25人			52.71㎡	
	八木崎放課後児童クラブ3	40人		プレハブ造平屋建て	78.46㎡	H27.4.1プレハブ施設増設 H27.4.1分割(3クラブへ)
5	上沖放課後児童クラブ1	70人	春日部市大沼五丁目44番地 (上沖小学校内)	プレハブ造平屋建て	146.09㎡	H10.4.1プレハブ施設開設 H17.7.1プレハブ施設増設
	上沖放課後児童クラブ2	70人		木造平屋建て	158.99㎡	H23.1.1 木造施設開設
6	立野放課後児童クラブ1	43人	春日部市南中曽根1, 074番地 (立野小学校内)	プレハブ造平屋建て	103.88㎡	H10.4.1プレハブ施設開設 H12.8.1プレハブ施設増設 H25.4.1分割
	立野放課後児童クラブ2	36人			57.45㎡	
	立野放課後児童クラブ3	30人		木造平屋建て	79.49㎡	H28.4.1 木造施設開設
7	宮川放課後児童クラブ	50人	春日部市新方袋1, 090番地 (宮川小学校内)	校舎内1階1教室	63.00㎡	H10.4.1余裕教室で開設

Bブロック

放課後児童クラブ施設一覧表

資料1

※ 各クラブの定員の110%までは入室させる弾力的運用を行います。

番号	ク ラ ブ 名	定 員	所 在 地	施設の構造	延床面積	備 考
1	武里放課後児童クラブ	70人	春日部市備後西五丁目3番15号 (武里小学校敷地外)	プレハブ造平屋建て	169.76㎡	H10.4.1余裕教室で開設 H18.9.1プレハブ施設開設
2	豊野放課後児童クラブ	70人	春日部市銚子口1, 087番地 (豊野小学校内)	校舎内1階2教室	126.00㎡	H10.4.1余裕教室で開設 H21.1.13 2教室になる
3	備後放課後児童クラブ	60人	春日部市備後西三丁目2番1号 (備後小学校内)	木造平屋建て	145.74㎡	H10.4.1 余裕教室で開設 H15.4.1 3教室になる H25.4.1 余裕教室を廃止し、木造施設開設
4	緑放課後児童クラブ	70人	春日部市緑町五丁目4番1号 (緑小学校内)	プレハブ造平屋建て	149.05㎡	H10.4.1余裕教室で開設 H13.8.1プレハブ施設開設
5	正善放課後児童クラブ1	35人	春日部市備後東六丁目2番1号 (正善小学校内)	校舎内1階2教室	126.00㎡	H10.4.1余裕教室で開設 H17.11.22 2教室になる H29.4.1クラブ2分割
	正善放課後児童クラブ2	40人				
6	藤塚放課後児童クラブ	70人	春日部市藤塚82番地2 (藤塚小学校内)	校舎内1階2教室	126.00㎡	H10.4.1余裕教室で開設 H22.8.10 2教室になる
7	武里南放課後児童クラブ1	40人	春日部市大枝89番地2街区1棟 (武里南小学校内)	プレハブ造平屋建て	107.13㎡	H15.4.1プレハブ施設開設 H28.4.1分割
	武里南放課後児童クラブ2	37人			62.93㎡	
8	武里西放課後児童クラブ1	35人	春日部市大場822番地1 (武里西小学校内)	プレハブ造平屋建て	65.62㎡	H15.4.1プレハブ施設開設 H22.4.1分割
	武里西放課後児童クラブ2	55人			103.31㎡	

Cブロック

放課後児童クラブ施設一覧表

資料1

※ 各クラブの定員の110%までは入室させる弾力的運用を行います。

番号	クラブ名	定員	所在地	施設の構造	延床面積	備考
1	幸松放課後児童クラブ1	45人	春日部市八丁目353番地1 (幸松小学校内)	プレハブ造平屋建て	100.24㎡	H10.4.1プレハブ施設開設 H21.12.1プレハブ施設増設とともに 分割
	幸松放課後児童クラブ2	40人		木造平屋建て	94.74㎡	
2	牛島放課後児童クラブ1	50人	春日部市牛島1, 080番地 (牛島小学校内)	校舎内1階2教室	125.79㎡	H10.4.1余裕教室で開設 H17.11.22 2教室になる H29.4.1クラブ2分割
	牛島放課後児童クラブ2	50人				
3	小渕放課後児童クラブ	70人	春日部市小渕905番地1 (小渕小学校内)	校舎内1階2教室	126.00㎡	H10.4.1余裕教室で開設 H21.7.10 2教室になる
4	南桜井放課後児童クラブ1	40人	春日部市下柳17番地2 (南桜井小学校北側)	プレハブ造平屋建て	109.12㎡	H13.1.15プレハブ施設開設
	南桜井放課後児童クラブ2	35人	春日部市下柳3番地 (南桜井小学校内)	校舎内1階1教室	68.00㎡	
5	川辺放課後児童クラブ1	35人	春日部市米島756番地 (川辺小学校内)	校舎内1階2教室	64.00㎡	H20.4.1余裕教室で開設 H22.4.1分割クラブ2
	川辺放課後児童クラブ2	40人			64.00㎡	
	川辺放課後児童クラブ3	40人		プレハブ造平屋建て	94.25㎡	H28.4.1音楽荷物室分割クラブ3 H29.1.1プレハブ施設開設(賃貸)
6	桜川放課後児童クラブ1	50人	春日部市大倉496番地1 (桜川小学校内)	プレハブ造平屋建て	109.64㎡	H20.7.1プレハブ施設開設 H22.4.1分割
	桜川放課後児童クラブ2	50人			111.30㎡	
7	中野放課後児童クラブ	70人	春日部市東中野654番地 (中野小学校内)	校舎内1階2教室	128.00㎡	H20.4.1余裕教室で開設 H28.1.1 2教室になる
8	江戸川放課後児童クラブ	40人 (予定数)	春日部市上吉妻1番地 (江戸川小中学校内)	校舎内交流室 (ランチルーム)	172.58㎡	H31.4.1 春日部市立江戸川小中学校 開校と共に開設

資料 2

平成 2 6 年度入室者数一覧表（学年別）

（平成 2 6 年 4 月 1 日現在）

クラブ名		1 年	2 年	3 年	小計	4 年	5 年	6 年	小計	合計	支援児
粕 壁	(1)	14	12	5	31	8	2	2	12	43	2
	(2)	21	8	8	37	10	3	2	15	52	1
内 牧		24	19	8	51	9	0	0	9	60	1
豊 春	(1)	17	17	12	46	6	4	0	10	56	1
	(2)	11	8	6	25	5	2	1	8	33	1
武 里		21	18	6	45	8	2	1	11	56	
幸 松	(1)	10	16	9	35	5	1	0	6	41	1
	(2)	13	13	6	32	4	0	0	4	36	1
豊 野		16	13	13	42	4	8	0	12	54	2
備 後		16	12	9	37	2	1	0	3	40	3
八木崎	(1)	16	17	17	50	8	5	0	13	63	
	(2)	6	11	9	26	1	2	0	3	29	
牛 島		16	23	12	51	6	2	2	10	61	
緑		20	26	11	57	5	3	0	8	65	1
上 沖	(1)	13	12	12	37	5	5	1	11	48	
	(2)	13	15	14	42	3	4	0	7	49	
正 善		16	17	20	53	10	7	4	21	74	3
立 野	(1)	21	7	16	44	7	0	0	7	51	2
	(2)	19	10	7	36	2	0	1	3	39	2
宮 川		10	18	10	38	8	0	0	8	46	1
藤 塚		11	10	11	32	4	4	4	12	44	
小 渕		14	16	10	40	8	4	1	13	53	
武里南		23	16	15	54	8	5	1	14	68	
武里西	(1)	13	9	7	29	5	2	0	7	36	1
	(2)	19	21	8	48	6	6	0	12	60	
南桜井		16	19	11	46	7	0	0	7	53	1
川 辺	(1)	16	4	13	33	4	0	1	5	38	1
	(2)	15	9	15	39	3	0	0	3	42	1
桜 川	(1)	13	11	6	30	2	2	0	4	34	1
	(2)	12	15	6	33	3	2	0	5	38	
中 野		12	14	8	34	12	2	0	14	48	
合 計		477	436	320	1, 233	178	78	21	277	1, 510	27

資料 2

平成 2 7 年度入室者数一覧表（学年別）

（平成 2 7 年 4 月 1 日現在）

クラブ名		1 年	2 年	3 年	小計	4 年	5 年	6 年	小計	合計	支援児
粕 壁	(1)	15	15	8	38	3	3	0	6	44	
	(2)	14	21	10	45	7	3	0	10	55	2
内 牧		22	24	17	63	4	5	0	9	72	1
豊 春	(1)	19	14	15	48	9	3	0	12	60	1
	(2)	13	11	7	31	5	1	0	6	37	1
武 里		16	24	14	54	5	0	1	6	60	1
幸 松	(1)	10	14	14	38	7	2	1	10	48	1
	(2)	9	13	12	34	4	3	0	7	41	
豊 野		18	15	10	43	7	2	4	13	56	2
備 後		17	17	11	45	6	0	0	6	51	3
八木崎	(1)	16	8	10	34	4	2	1	7	41	1
	(2)	6	5	6	17	2	0	0	2	19	1
	(3)	11	6	5	22	8	1	0	9	31	1
牛 島		27	12	23	62	8	2	0	10	72	
緑		18	16	19	53	9	1	0	10	63	1
上 沖	(1)	14	14	8	36	9	2	2	13	49	1
	(2)	27	15	11	53	5	1	3	9	62	
正 善		18	13	12	43	10	6	2	18	61	2
立 野	(1)	18	17	5	40	7	1	0	8	48	3
	(2)	8	17	9	34	2	0	0	2	36	1
宮 川		11	10	17	38	6	6	0	12	50	
藤 塚		14	11	12	37	11	2	3	16	53	
小 渕		14	13	17	44	9	4	4	17	61	
武里南		23	29	14	66	5	1	0	6	72	1
武里西	(1)	10	15	8	33	3	0	1	4	37	1
	(2)	16	17	18	51	2	0	0	2	53	
南桜井		13	17	14	44	4	2	0	6	50	
川 辺	(1)	13	16	5	34	4	0	0	4	38	
	(2)	16	13	8	37	5	1	0	6	43	1
桜 川	(1)	17	13	10	40	6	1	0	7	47	
	(2)	13	12	13	38	3	2	0	5	43	2
中 野		12	12	13	37	6	6	1	13	50	
合 計		488	469	375	1, 332	185	63	23	271	1, 603	28

資料 2

平成 2 8 年度入室者数一覧表（学年別）

（平成 2 8 年 4 月 1 日現在）

クラブ名		1 年	2 年	3 年	小計	4 年	5 年	6 年	小計	合計	支援児
粕 壁	(1)	17	12	11	40	4	1	1	6	46	1
	(2)	17	12	17	46	6	4	2	12	58	2
内 牧	(1)	13	12	9	34	3	1	2	6	40	1
	(2)	7	6	8	21	5			5	26	
豊 春	(1)	12	21	13	46	10	3		13	59	2
	(2)	8	13	9	30	3	4		7	37	2
武 里		19	13	18	50	9	2		11	61	3
幸 松	(1)	10	9	13	32	11	2		13	45	1
	(2)	9	10	12	31	6	2	2	10	41	
豊 野		14	19	17	50	11	3	3	17	67	3
備 後		14	15	9	38	2	4		6	44	3
八木崎	(1)	12	15	7	34	5	3		8	42	1
	(2)	7	7	4	18	5			5	23	1
	(3)	11	12	5	28	3	3	1	7	35	2
牛 島		17	24	11	52	21	3	1	25	77	
緑		24	17	14	55	11	3		14	69	
上 沖	(1)	17	21	12	50	6	7		13	63	1
	(2)	23	24	16	63	9	2		11	74	1
正 善		25	18	13	56	6	8	2	16	72	2
立 野	(1)	9	12	12	33	2	2	1	5	38	3
	(2)	6	5	9	20	3	1		4	24	1
	(3)	6	7	10	23	4			4	27	
宮 川		9	10	10	29	9	5	2	16	45	
藤 塚		14	10	12	36	12	10	1	23	59	
小 渕		12	11	11	34	16	2	3	21	55	
武里南	(1)	15	11	10	36	6	1	1	8	44	
	(2)	15	9	8	32	6	3		9	41	
武里西	(1)	9	9	11	29	4	1		5	34	
	(2)	17	15	11	43	11	1		12	55	
南桜井	(1)	10	8	9	27	5		2	7	34	
	(2)	9	7	5	21	6	1		7	28	
川 辺	(1)	14	12	10	36	1	2		3	39	
	(2)	13	11	13	37	3	1		4	41	1
	(3)	9	3	4	16	4	1	1	6	22	
桜 川	(1)	12	17	10	39	8	5	1	14	53	3
	(2)	16	16	9	41	9	2		11	52	2
中 野		16	13	10	39	8	2	1	11	50	
合 計		487	466	392	1, 345	253	95	27	375	1, 720	36

資料 2

平成 2 9 年度入室者数一覧表（学年別）

（平成 2 9 年 4 月 1 日現在）

クラブ名		1 年	2 年	3 年	小計	4 年	5 年	6 年	小計	合計	支援児
粕 壁	(1)	17	19	8	44	5	1	0	6	50	3
	(2)	16	18	11	45	11	3	0	14	59	1
内 牧	(1)	10	10	9	29	5	2	0	7	36	1
	(2)	11	7	5	23	2	0	0	2	25	
豊 春	(1)	15	9	15	39	10	3	1	14	53	1
	(2)	9	7	12	28	6	1	2	9	37	2
武 里		31	19	9	59	8	4	2	14	73	2
幸 松	(1)	15	11	5	31	11	2	0	13	44	
	(2)	16	8	7	31	7	0	0	7	38	
豊 野		20	12	17	49	9	6	2	17	66	3
備 後		7	18	8	33	6	1	0	7	40	3
八木崎	(1)	9	10	12	31	5	2	1	8	39	1
	(2)	5	6	7	18	3	4	0	7	25	1
	(3)	7	10	11	28	4	2	2	8	36	2
牛 島	(1)	15	10	10	35	3	5	0	8	43	
	(2)	15	9	12	36	4	2	0	6	42	
緑		14	20	14	48	9	3	1	13	61	1
上 沖	(1)	24	14	20	58	7	1	0	8	66	1
	(2)	15	17	21	53	10	2	0	12	65	1
正 善	(1)	11	12	9	32	3	1	0	4	36	1
	(2)	10	14	7	31	3	0	2	5	36	2
立 野	(1)	14	7	10	31	7	2	1	10	41	3
	(2)	10	7	4	21	2	1	0	3	24	
	(3)	8	7	5	20	4	0	0	4	24	
宮 川		9	8	8	25	8	4	0	12	37	
藤 塚		9	14	10	33	8	10	7	25	58	
小 渕		9	9	11	29	7	10	0	17	46	
武里南	(1)	9	15	9	33	6	3	0	9	42	1
	(2)	12	13	6	31	5	3	1	9	40	1
武里西	(1)	10	11	8	29	5	1	0	6	35	
	(2)	16	14	13	43	8	1	1	10	53	
南桜井	(1)	14	11	8	33	8	1	1	10	43	
	(2)	14	9	8	31	4	2	2	8	39	1
川 辺	(1)	12	13	8	33	5	1	2	8	41	1
	(2)	15	11	9	35	9	1	0	10	45	2
	(3)	13	13	9	35	6	0	0	6	41	2
桜 川	(1)	15	11	16	42	9	1	2	12	54	3
	(2)	11	18	14	43	7	5	0	12	55	2
中 野		8	14	11	33	2	2	0	4	37	1
合 計		500	465	396	1, 361	241	93	30	364	1, 725	43

資料 2

平成 3 0 年度入室者数一覧表（学年別）

（平成 3 0 年 4 月 1 日現在）

クラブ名		1 年	2 年	3 年	小計	4 年	5 年	6 年	小計	合計	支援児
粕 壁	(1)	28	15	20	63	13	1	0	14	77	4
	(2)	25	14	21	60	0	0	0		60	1
内 牧	(1)	19	11	7	37	7	2	1	10	47	2
	(2)	10	11	9	30	2	0	0	2	32	
豊 春	(1)	14	16	11	41	10	7	2	19	60	1
	(2)	9	9	5	23	10	5	0	15	38	1
武 里		19	27	17	63	8	3	0	11	74	2
幸 松	(1)	17	15	8	40	2	2	1	5	45	
	(2)	15	13	6	34	4	3	0	7	41	
豊 野		11	20	9	40	13	3	3	19	59	2
備 後		8	8	15	31	7	2	0	9	40	3
八木崎	(1)	13	8	10	31	13	4	1	18	49	
	(2)	8	3	6	17	5	2	1	8	25	1
	(3)	15	7	8	30	11	4	0	15	45	3
牛 島	(1)	12	17	6	35	7	1	1	9	44	
	(2)	17	13	7	37	9	0	3	12	49	2
緑		19	14	15	48	10	4	0	14	62	2
上 沖	(1)	17	16	15	48	14	3	0	17	65	
	(2)	18	17	17	52	11	5	0	16	68	1
正 善	(1)	8	9	11	28	8	1	1	10	38	1
	(2)	8	9	11	28	8	0	0	8	36	2
立 野	(1)	10	10	7	27	7	1	0	8	35	2
	(2)	11	11	6	28	3	1	1	5	33	
	(3)	9	10	6	25	3	1	0	4	29	1
宮 川		10	8	9	27	9	3	2	14	41	
藤 塚		14	13	11	38	7	8	3	18	56	
小 渕		12	10	6	28	8	4	4	16	44	
武里南	(1)	9	10	12	31	5	4	2	11	42	1
	(2)	6	10	11	27	8	2	2	12	39	1
武里西	(1)	9	9	9	27	2	2	0	4	31	
	(2)	10	16	11	37	6	1	0	7	44	1
南桜井	(1)	13	11	11	35	4	4	0	8	43	
	(2)	10	10	9	29	7	1	2	10	39	1
川 辺	(1)	6	12	11	29	5	1	1	7	36	1
	(2)	7	12	13	32	4	5	0	9	41	
	(3)	9	12	13	34	6	2	0	8	42	1
桜 川	(1)	14	10	9	33	13	2	1	16	49	3
	(2)	13	12	14	39	9	3	0	12	51	1
中 野		14	7	12	33	5	0	1	6	39	
合 計		496	465	414	1, 375	283	97	33	413	1, 788	41

資料 3（第 5 条関係）

指定管理者の業務に関する仕様書

春日部市放課後児童クラブの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、春日部市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理・運営に関する基本的な考え方

放課後児童クラブの管理運営にあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設であるという理念を持ち、春日部市放課後児童クラブ条例（平成 17 年条例第 94 号）及び同施行規則（平成 17 年規則 28 号）並びに春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例 22 号）に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 放課後児童クラブは、小学校敷地内（2 か所の放課後児童クラブは学校敷地外）に設置していることから、小学校の教育活動に支障をきたさないように注意し、施設の利用にあたっては小学校長との連絡を密にして管理運営を行うこと。
- (3) 入室児童の安全の確保及び適切な遊び、生活の場の提供に努めること。
- (4) 効率的な運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- (5) 保護者との連絡を密にし、運営にあたること。
- (6) 個人情報を適正に管理し、必要な措置を講じること。
- (7) 管理に関する業務を一括して再委託しないこと。
- (8) 本指定期間中に、上記（1）に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

3 施設の概要

資料 1 「放課後児童クラブ施設一覧表」のとおり

4 休室日及び開室時間

(1) 休室日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年1月3日までの日

※ 市長は、①から③のほか、必要があるときは、臨時に休室日を設けることができる。

※ 指定管理者において臨時の休室日を設ける場合は、市長の承認を得ること。

(2) 開室時間

- ① 学校の授業日の月曜日から金曜日までは、学校の放課後から午後7時まで
- ② 学校の休業日は午前7時30分から午後7時まで

※ ①、②に関わらず、市長が特別な事情があると認めたときは、開室時間を変更することができる。

※ 指定管理者において開室時間を変更する場合は、市長の承認を得ること。

※ 本指定期間中に条例で開室時間が改正された場合は、改正後の開室時間とする。

5 管理経費等

放課後児童クラブの管理に要する経費（おやつの購入費は除く）は、市から支払う指定管理料によって賄うこととする。なお、指定管理料は申請書に添付した収支計画書がそのまま採用されるのではなく、会計年度ごとに市と指定管理者で締結する年度協定に基づき決定する。

6 指定管理者が行う業務内容

放課後児童健全育成事業の実施に関すること

（1）放課後児童健全育成事業の実施にあたり、国の「放課後児童クラブ運営指針」及び「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を参照し、その内容に沿った運営に努めること。

（2）本事業は、家庭との連携を図りつつ児童の保護及び遊びを通しての育成指導を行うものとし、次に掲げる活動を行うものとする。

- ① 児童の情緒の安定及び遊びへの活動意欲と態度の形成
- ② 遊びを通しての児童の自主性、社会性及び創造性の形成
- ③ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境整備及び必要な援助

- ④ 基本的な生活習慣についての援助及び自立に向けた支援
- ⑤ 児童の健康管理及び安全確保
- ⑥ 特別支援児童の受け入れ及び支援
- ⑦ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- ⑧ 家庭及び地域における遊びの環境づくりへの支援
- ⑨ 児童虐待の早期発見及び児童相談所等の関係機関との連携による対応
- ⑩ その他児童の健全育成上必要な活動

(3) 上記の活動を行うにあたっては、保育の継続性を重視し、例年実施している行事（お誕生日会やクリスマス会など）及び事業（月1回以上の制作活動など）等について、これまでと同様に実施するものとする。

(4) その他の業務

- ① 放課後児童クラブで使用する消耗品、医薬品等の物品の購入
- ② 保育日誌、入室児童出席状況表等の月次報告書、事業報告書の作成及び市への提出
- ③ 保護者への情報提供及び父母会への出席とその連絡調整業務
- ④ 小学校等関係機関との連絡調整業務
- ⑤ 市から入室児童家庭に対する通知等の配布
- ⑥ おやつに関する業務（おやつの購入・提供・おやつ代の徴収等）
- ⑦ 市から指定管理者への契約者名義の変更に伴う手数料等は、指定管理者の負担とする。
- ⑧ その他必要な事項は、市と協議を行うものとする。

※ 各放課後児童クラブの入退室許可及び保育料に関する業務は、指定管理者の業務とせず、市が行います。

7 施設及び設備の維持管理業務

施設の適正な維持管理のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設及び備品

- ① 施設、備品及び物品等について、善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- ② 施設、備品の状況を常に把握し、その施設及び備品の維持保全並びに使用の適否について留意するとともに、備品については、常に把握する。
- ③ 施設、備品の児童利用にあたっては、その安全性を常に確保するとともに、その

ための安全点検を定期的実施すること。また、安全点検で異常を発見した場合には、速やかに市に報告し、市の指示に従うこと。

- ④ 市の備品のほかに、各施設における業務の実施に必要な備品を購入又は持ち込むことができる。
- ⑤ ④の規定により、備品を購入又は持ち込む場合においては、あらかじめ市の承認を得るとともに、②の規定による備品の把握に必要な書類とは別に、台帳を整備するものとする。
- ⑥ 各施設における備品については、本業務以外の目的で使うことができない。ただし、あらかじめ、市の承認を得た場合又は市からの申し出があった場合はこの限りではない。
- ⑦ 市による施設及び備品に対する管理行為に対し、可能な限り協力するものとする。
- ⑧ 物品等について、使用により破損、滅失等した場合は補充し、その使用に支障のないようにしなければならない。
- ⑨ 施設及び備品の一部又は全部が滅失若しくは損傷した場合は、速やかに報告しなければならない。

(2) 施設修繕

- ① 施設の修繕で1件あたり税込見積額100万円以上のものについては、市が行うものとする。ただし、管理上の瑕疵に起因する修繕の場合は、この限りではない。
- ② 1件あたり税込見積額100万円未満の修繕については、市の承認を得た上で、指定管理者が行うものとする。
- ③ 指定管理者において修繕を実施した場合については、見積書、契約書、領収書及び写真等の修繕の内容がわかる書面を添えて、実績報告書を作成し、市に提出すること。

(3) 施設の維持管理

施設開設時の機能を維持し、適正な運営を行うため、施設・設備の日常点検、法定点検及び定期点検等を行うこと。

- ① 空調設備の点検、清掃に関すること（年2回）

天吊型及び天井埋込型の空調設備については、2年ごとに薬品洗浄するものとする。

- ② 機械警備に関すること

施設内の秩序を維持し、事故や盗難、火災等の災害の発生を防止するため、職員により施設内外を巡回点検すること。また、閉室時には、機械警備により対応するため、必ず玄関等を施錠し、機械警備をセットすること。

③ 施設内の消毒、清掃に関すること

入室児童が快適に利用できる良質な環境を提供するため、良質な環境衛生、美観の維持はもとより、入室児童に不快感を与えることのないように建物内、トイレ及び敷地内を良好な状態に保つこと。また、薬剤を使用する場合には、人体や周囲の環境等に悪影響を及ぼすことがないように配慮すること。

④ 消防設備等保守点検に関すること

機器点検及び機能点検を6か月に1回以上、警報設備総合点検を1年に1回以上行うこと。

⑤ 建築物及び設備の点検に関すること

建築物は3年に1回以上、設備は1年に1回以上行うこと。

⑥ 浄化槽保守点検に関すること

保守点検を年4回以上、汚泥汲み取り清掃を年1回以上、浄化槽法定検査を年1回以上行うこと。

8 職員の採用・配置について

職員の採用・配置にあたっては、労働関係法令を遵守しなければならない。また、保育の継続性を確保し、入室児童及び保護者との信頼関係に基づく円滑な放課後児童クラブの運営を図るため、次のとおり職員を配置すること。

(1) 運営管理責任者

運営管理責任者として、緊急な対応を要する事態が発生した場合、迅速に対応できる場所に事務所等を置き、対応を図ること。また、常勤職員（1週間あたりの所定労働時間が38時間45分以上勤務となる職員）を1人以上配置すること。運営管理責任者は各ブロック内の全施設を仕様書及び協定書等に基づき統括管理し、市との連絡調整及び協議等の業務を行うものとする。

※ ただし、複数ブロックを1つの事業者が管理することになった場合、市と協議の上、運営管理責任者の配置人数について決定すること。

(2) 放課後児童支援員

放課後児童支援員（以下、支援員）として、春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項に定める職員を、各放課後児

童クラブへ複数配置すること。

(3) 放課後児童支援員及びその他必要な職員の配置について

- ① 支援員の配置については、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに常勤支援員を必ず2人以上配置すること（そのうち1人を責任者とする）。

なお、支援の単位が51人から70人の場合は、入室児童数概ね25人につき支援員1人というこれまでの考え方を勘案し、常勤支援員1人以上を加配すること。

また、常勤支援員のほか、クラブの運営に支障をきたすことのないように、春日部市放課後児童クラブ条例第4条に定める、「その他必要な職員」を配置するものとする。

- ② 特別支援児童の入室クラブについては、原則、支援員を加配するものとし、年度途中の定員及び入室児童数の変更については、適正な職員配置をもって対応すること。
- ③ 職員の出勤状況が分かるようにシフト表及び勤務管理表等を備えること。また、開室中は前記の支援員を含め、必ず複数の職員が勤務していること。

9 業務報告

- (1) 市は、指定管理者に対してその管理の業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求めることができる。
- (2) 指定管理者の業務内容に改善が必要と認める場合は、市は直ちに調査し、又は必要な指示を行うことができる。

10 災害・事故対策

- (1) 指定管理者のサービス提供方法、職員の責任等に起因する災害及び事故については、指定管理者が責任を負うものとする。
- (2) 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網を作成すること。
- (3) 傷害保険・賠償責任保険については、次の参考と同等の内容の保険に加入すること。
なお、「公益財団法人スポーツ安全保協会のスポーツ安全保険」については、市の負担において加入する。また、児童の事故やけがへの対応は速やかに行い、保護者への説明責任を果たすこと。
- (4) 施設の火災保険及び施設損害賠償責任保険については、市の負担において加入するものとする。

《参考》 指定管理者が加入する傷害保険・賠償責任保険の例

補償内容		保険金額 (補償限度額) 等
施設の構造上の欠陥又は、 管理上の不備により第三者 の身体に損害を与えたとき	1 名につき	5, 0 0 0 万円
	1 事故につき	5 0, 0 0 0 万円
施設の構造上の欠陥又は、 管理上の不備により第三者 の財物に損害を与えたとき	1 事故につき	1, 0 0 0 万円
児童クラブで作成したもの が原因で第三者の身体に障 害を与えたとき	1 名につき	5, 0 0 0 万円

1 1 事故等の報告

(1) 次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、直ちにその状況について書面をもって市に報告しなければならない。

- ① 入室児童等に傷害、死亡その他の重大な事故があったとき。
- ② 災害又は事故により、施設及び設備を損傷したとき。

(2) 前項の規定にかかわらず、指定管理者は施設内における事故及び入室児童の施設外における保育中又は登室・帰宅途中における事故については、保険給付の有無に関わらず、速やかに市に報告するとともに、緊急やむを得ない場合を除き、市の指示に基づき、速やかに必要な対応を行うものとする。

1 2 防火・避難

(1) 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 8 条に規定する防火管理者を置くこととする。防火管理者は、施設ごとに設置すること。

(2) 防火管理者は、各施設における防火及び避難について、次の各号の事項を内容とする計画を作成し、市に提出しなければならない。

- ① 防火についての組織及び訓練に関すること。
- ② 防火器具の管理に関すること。
- ③ 火災発見時の処置に関すること。

- ④ 火災時の児童の避難に関すること。
 - ⑤ 重要物品の搬出に関すること。
 - ⑥ その他防火管理者が必要と認めること。
- (3) 前項の第1号に掲げる訓練の実施については、年2回以上実施するものとする。
- (4) 防火管理者を設置した場合は、春日部市消防本部に防火管理者選任届出書を速やかに提出すること。また、防火管理者を変更した場合も同様とする。

1.3 防犯対策

登室児童の安全に万全を期すとともに、不審者の侵入に対して防犯ブザーを使用するなど、登室児童の安全確保のために必要な体制を整備し、登室児童に危害が及ぶ場合に備えて、警察等関係機関に迅速かつ的確に通報できるよう必要な訓練を行うこと。

1.4 緊急時の対応

危機管理計画を作成し、迅速な応急対応を図るとともに、事故等が生じた場合の緊急マニュアルを指定期間の初日までに作成し、事故等の発生時にはそれに基づいて対応すること。また、その他緊急を要する事態となった場合は、市と連携を密にして対応を図ること。

1.5 感染症等の防止

感染症が発生し、まん延しないように、必要に応じて保健所等の助言・指導を求めるとともに、常に小学校等と密接な連携を図ること。なお、感染症対策等については、国等から通知等が発せられているので、これらを参考に適切な措置を講じること。

1.6 マニュアルの整備

指定管理者は、本施設の管理運営業務に配置する職員が適切に職務を実施することができるよう、指定期間の初日までに、管理運営業務に関するマニュアルを作成して市に届け出るとともに、それに従って管理運営業務を行うこと。

また、変更が生じた場合は、速やかに市に届け出ること。

1.7 記録の保管

指定管理者は、本事業の実施に伴って引継ぎ・作成・整備した図面、記録等について、保存の期間を定め、汚損、紛失等のないように適切な方法で保存・保管し、次期指定管理者に引き継ぐこと。

1 8 職員の採用・配置

職員の採用及び配置にあたっては、労働関係法令を遵守しなければならない。また、指定管理者は、職員が指定期間中において、継続して勤務できるよう努力しなければならない。

1 9 就業規則等の提出

指定管理者が採用した職員の待遇が適正であるかを把握するため、就業規則、給与規程等を市へ提出すること。

2 0 職員研修

職員に対し、資質の向上を目的として次に掲げる研修を実施又は受講させるものとする。

- (1) 放課後児童クラブの業務を実施するために必要な研修
- (2) 放課後児童支援員の資質の向上を図るために必要な研修
- (3) 消防署において主催する普通救命講習Ⅰを全職員が受講することとし、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の取扱いを全職員ができるようにすること。

2 1 職員の健康管理

常勤職員を対象とした健康診断を年１回以上及び全職員を対象とした細菌検査を年４回以上実施するものとする。その他、各施設の適正な運営のために必要な健康管理を実施すること。

2 2 苦情処理

- (1) 入室児童の保護者等からの苦情に適切に対処するため、苦情処理に関する規程を整備し、苦情解決責任者及び苦情受付担当を定め、対応すること。
- (2) 第１項の規程を整備した際には、利用者に広く周知するとともに、その概要を常に掲示すること。
- (3) 苦情について、対応をした場合は、随時、書面にて内容を市に報告するとともに、協定書で定める月次報告書により、苦情の種別及び対応の種別の集計を市へ報告するものとする。

2 3 法令等の遵守

放課後児童クラブの管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 児童福祉法及び同施行令
- ③ 春日部市放課後児童クラブ条例・同施行規則
- ④ 春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑤ 春日部市情報公開条例（平成 17 年条例第 16 号）
- ⑥ 春日部市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 17 号）
- ⑦ その他、管理に関して必要な要綱等

2.4 管理運営業務を実施するにあたっての遵守事項

管理運営業務を実施するにあたっては、次に掲げる事項を遵守して円滑かつ効率的に実施すること。

- (1) 当該施設が公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行い、特定の利用者に有利あるいは不利になる運営を行わない。
- (2) 市や小学校等の関係機関との連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る規程等を定めるときは、市と事前に協議すること。
- (4) 施設の管理運営にかかる規定が定められていないときは、市の条例に準じて、または市と協議のうえ運営すること。

2.5 業務の準備行為

指定管理者は開室時に適正かつ円滑なサービスを提供することができるよう、準備期間において、市内の公立施設における事業内容の確認及び実地研修等を必ず実施すること。なお、準備行為に当たっては、市と十分に協議を行うこと。

2.6 指定期間満了の引継ぎ

指定期間が満了し、又は指定を取り消されるときは、速やかに業務に関する事務を整理し、後任の次期指定管理者又は市に対して業務の引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに要する経費は、指定管理者が負担するものとする。

2.7 その他

複数の事業者による管理運営となる場合は、事業者間との連携を図り一体となって当該仕様書に定める事項の履行を図るものとする。

施設の改築及び修繕等の実施区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			市	指定管理者	
建物	改築又は大規模修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である市が管理すべきものであるため、必要に応じて市が行う。
	上記以外の改築	いわゆる「模様替え」		○	指定管理者は、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
	見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
構築物	新設等		-		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ市と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
機械装置	新設等		-		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ市と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額100万円以上の修繕		○		
	見積額100万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するために支出される費用であるため、指定管理者が実施する。
工具器具備品	市に帰属する既存物品で見積額100万円以上の修繕及び購入	購入についてはいわゆる「買い替え」	○		市と指定管理者で協議の上、市が必要と認めるものについては、市が実施・購入する。
	上記以外の修繕及び購入			○	指定管理料により購入した物品は、市に帰属する。

基本的考え方

- ※1 原則として、本来の効用持続年数を維持していくために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は市が実施する。
- ※2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ市と協議し、承認を受けなければならない。
- ※3 指定管理者の責に帰する事由により、施設等に破損、不具合等が生じたときは、実施区分に関らず指定管理者で実施する。

資料5 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(全施設) 金額単位:円

事務局と全体		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		事務局	全体	決算額	事務局	全体	決算額	事務局	全体	決算額
人件費	職員、指導員給与・手当・賞与	8,082,156	191,605,595	191,605,595	13,321,711	203,417,532	203,417,532	13,473,590	203,637,155	203,637,155
	臨時職員給与	0	62,916,330	62,916,330	0	63,922,250	63,922,250	0	66,128,420	66,128,420
	法定福利費	1,294,089	29,822,999	29,822,999	1,964,322	31,275,370	31,275,370	1,608,549	31,200,614	31,200,614
	退職金掛け金	647,790	13,441,550	13,441,550	965,400	14,189,350	14,189,350	957,480	14,610,960	14,610,960
	人件費合計	10,024,035	297,786,474	297,786,474	16,251,433	312,804,502	312,804,502	16,039,619	315,577,149	315,577,149
事業費	医薬品費	0	115,938	115,938	0	120,721	120,721	0	165,891	165,891
	保健衛生費	0	534,816	534,816	0	517,536	517,536	0	532,224	532,224
	保育材料費	1,277,067	6,057,151	6,057,151	1,372,095	6,414,197	6,414,197	1,202,976	6,273,330	6,273,330
	消耗器具備品費	0	238,465	238,465	6,652	311,066	311,066	6,398	218,933	218,933
	諸謝金	75,000	75,000	75,000	110,000	110,000	110,000	60,000	60,000	60,000
	返還金(修繕・手数料)	151,071	151,071	151,071	745,218	745,218	745,218	873,025	873,025	873,025
	事業費合計	1,503,138	7,172,441	7,172,441	2,233,965	8,218,738	8,218,738	2,142,399	8,123,403	8,123,403
事務費	福利厚生費	21,114	495,383	495,383	19,152	467,422	467,422	15,899	458,165	458,165
	旅費交通・研修研究費	156,736	287,684	287,684	57,884	185,368	185,368	114,930	298,699	298,699
	事務消耗品費	0	0	0	28,235	28,235	28,235	42,317	42,317	42,317
	水道光熱費		3,230,528	3,230,528		3,151,137	3,151,137		3,362,436	3,362,436
	電気	0	2,249,943		0	2,163,160		0	2,358,132	
	使用量(電灯)									
	(動力)									
	水道	-1,080	367,209		0	391,367		0	392,246	
	使用量									
	ガス	0	613,376		0	596,610		0	612,058	
	使用量									
	修繕費		1,669,027	1,669,027		985,039	985,039		1,405,962	1,405,962
	物件修繕	0	120,740		0	393,377		0	529,186	
	施設修繕	0	1,548,287		0	591,662		0	876,776	

資料5 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(全施設) 金額単位:円

事務局と全体		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		事務局	全体	決算額	事務局	全体	決算額	事務局	全体	決算額
事務局費	通信運搬費		1,463,630	1,463,630		1,512,534	1,512,534		1,627,112	1,627,112
	郵送	35,715	35,715		4,500	4,500		7,500	7,500	
	電話	0	1,406,509		0	1,484,676		0	1,596,254	
	(携帯)	0	21,406		0	23,358		0	23,358	
	業務委託費		3,465,189	3,465,189		3,405,347	3,405,347		3,356,303	3,356,303
	ごみ処理	0	324,633		0	292,190		41,232	289,202	
	空調設備	0	1,568,700		0	1,923,480		0	1,879,740	
	公共建築物	0	1,382,400		0	1,026,000		0	1,026,000	
	消防設備	0	111,456		0	129,600		0	134,784	
	除草	0	78,000		0	15,000		0	7,500	
	浄化槽	0			0	19,077		0	19,077	
	手数料		2,453,459	2,453,459		2,791,899	2,791,899		4,782,613	4,782,613
	おやつ代	2,399,382	2,399,382		2,337,743	2,337,743		2,380,013	2,380,013	
	浄化槽	0	24,077		0	5,000		0	5,000	
	その他	30,000	30,000		449,156	449,156		2,397,600	2,397,600	
	保険料	5,460	152,880	152,880	5,460	160,160	160,160	5,460	147,420	147,420
	賃借料	611,820	611,820	611,820	667,440	667,440	667,440	667,440	667,440	667,440
	事務費合計	3,259,147	13,829,600	13,829,600	3,569,570	13,354,581	13,354,581	5,672,391	16,148,467	16,148,467
支出額総合計		14,786,320	318,788,515	318,788,515	22,054,968	334,377,821	334,377,821	23,854,409	339,849,019	339,849,019

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Aブロック)

金額単位:円

Aブロック		平成27年度							
		粕壁1・2	内牧	豊春1・2	八木崎 1・2・3	上沖1・2	立野1・2	宮川	A全体
人 件 費	職員、指導員給与・手当・賞与	10,889,777	8,020,901	11,485,021	11,854,051	11,917,258	10,514,923	5,034,584	69,716,515
	臨時職員給与	2,903,590	2,586,090	2,916,840	3,147,010	4,635,040	2,330,190	2,025,680	20,544,440
	法定福利費	1,619,354	1,236,541	1,767,869	1,980,923	1,859,571	1,570,169	798,332	10,832,759
	退職金掛け金	737,160	607,840	880,620	982,190	895,920	622,630	372,720	5,099,080
人件費合計									106,192,794
事 業 費	医薬品費	3,747	1,564	4,719	8,688	20,450	5,395	0	44,563
	保健衛生費	32,904	24,804	32,904	49,356	32,904	32,904	16,452	222,228
	保育材料費	292,752	213,845	282,512	268,666	315,164	248,244	149,961	1,771,144
	消耗器具備品費	40,392	0	0	0	20,196	40,392	0	100,980
事業費合計									2,138,915
事 務 費	福利厚生費	28,743	28,743	28,743	43,118	28,743	28,743	14,372	201,205
	旅費交通・研修研究費	7,936	7,936	7,936	11,908	7,936	7,936	3,968	55,556
	事務消耗品費								0
	水道光熱費								0
	電気						4,029		4,029
	水道								0
	ガス	27,884	32,527	33,289	37,217	57,710	32,141	29,435	250,203
	修繕費								0
	物件修繕				19,999	12,852	87,889		120,740
	施設修繕			345,102	812,117	51,840	125,172		1,334,231
	通信運搬費								0
	電話	53,783	73,007	70,254	105,866	110,555	60,166	47,534	521,165
	(携帯)								0

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Aブロック)

金額単位:円

Aブロック		平成27年度							
		粕壁1・2	内牧	豊春1・2	八木崎 1・2・3	上沖1・2	立野1・2	宮川	A全体
事務費	業務委託費								
	ごみ処理	19,674	19,674	19,674	29,511	19,674	19,674	9,838	137,719
	空調設備	41,310	46,980	93,960	140,940	93,960	93,960	46,980	558,090
	公共建築物	86,400	43,200	86,400	129,600	86,400	86,400	43,200	561,600
	消防設備	6,754	6,754	6,754	10,134	6,754	6,754	3,378	47,282
	除草					26,000			26,000
	手数料								0
	保険料	9,214	4,607	9,214	13,817	9,214	9,214	4,607	59,887
	賃借料								0
事務費合計									3,877,707
支出額総合計		16,801,374	12,955,013	18,071,811	19,645,111	20,208,141	15,926,925	8,601,041	112,209,416

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Aブロック)

金額単位:円

Aブロック		平成28年度							
		粕壁1・2	内牧1・2	豊春1・2	八木崎 1・2・3	上沖1・2	立野 1・2・3	宮川	A全体
人 件 費	職員、指導員給与・手当・賞与	10,842,180	7,818,299	10,355,392	12,532,039	13,197,740	14,059,618	5,096,903	73,902,171
	臨時職員給与	3,099,150	1,961,950	3,270,850	3,340,400	4,871,350	2,295,500	2,102,950	20,942,150
	法定福利費	1,634,415	1,197,910	1,541,228	2,034,938	2,057,550	2,105,110	801,971	11,373,122
	退職金掛け金	772,560	551,720	830,430	888,970	966,450	750,820	393,360	5,154,310
人件費合計									111,371,753
事 業 費	医薬品費	5,854	4,954	5,668	6,146	14,772	8,015	2,337	47,746
	保健衛生費	27,975	27,975	27,975	41,964	27,975	41,963	13,987	209,814
	保育材料費	329,667	190,986	258,289	296,734	398,576	264,398	135,649	1,874,299
	消耗器具備品費		19,882	52,729	7,220	18,042		18,316	116,189
事業費合計									2,248,048
事 務 費	福利厚生費	24,231	24,231	24,231	36,347	24,231	36,347	12,115	181,733
	旅費交通・研修研究費	6,891	6,891	6,891	10,335	6,891	10,335	3,446	51,680
	事務消耗品費								0
	水道光熱費								0
	電気						92,284		92,284
	水道						25,535		25,535
	ガス	26,611	31,640	32,308	39,969	59,324	29,222	26,280	245,354
	修繕費								0
	物件修繕	9,720			9,288	55,080			74,088
	施設修繕	72,455	38,568	40,565		21,600	19,440		192,628
	通信運搬費								0
	電話	59,058	84,351	67,175	104,966	113,148	96,141	46,339	571,178
	(携帯)								0

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Aブロック)

金額単位:円

Aブロック		平成28年度							
		粕壁1・2	内牧1・2	豊春1・2	八木崎 1・2・3	上沖1・2	立野 1・2・3	宮川	A全体
事務費	業務委託費								0
	ごみ処理	15,794	15,794	15,794	23,692	15,794	23,691	7,897	118,456
	空調設備	103,971	103,971	103,971	155,957	103,971	155,957	51,987	779,785
	公共建築物	55,460	55,460	55,460	83,190	55,460	83,190	27,729	415,949
	消防設備	4,800	4,800	4,800	9,600	9,600	9,600	4,800	48,000
	除草					15,000			15,000
	手数料								0
	保険料	8,362	8,362	8,362	12,544	8,362	12,544	4,181	62,717
	賃借料								0
事務費合計									2,874,387
支出額総合計		17,099,154	12,147,744	16,702,118	19,634,299	22,040,916	20,119,710	8,750,247	116,494,188

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Aブロック)

金額単位:円

Aブロック		平成29年度							
		粕壁1・2	内牧1・2	豊春1・2	八木崎 1・2・3	上沖1・2	立野 1・2・3	宮川	A全体
人 件 費	職員、指導員給与・手当・賞与	10,944,101	8,142,473	10,552,114	12,304,845	10,514,932	10,485,695	5,389,370	68,333,530
	臨時職員給与	3,110,640	1,008,960	2,879,900	3,260,550	4,313,280	3,065,430	2,256,000	19,894,760
	法定福利費	1,575,501	1,522,357	1,555,298	2,251,636	1,341,636	1,704,185	786,186	10,736,799
	退職金掛け金	769,440	599,760	744,480	908,960	684,600	842,640	368,400	4,918,280
人件費合計									103,883,369
事 業 費	医薬品費	5,350	6,392	7,330	15,921	34,223	5,438	3,743	78,397
	保健衛生費	27,293	27,293	27,293	40,939	27,293	40,939	13,648	204,698
	保育材料費	339,166	159,602	297,283	270,064	407,313	234,596	102,248	1,810,272
	消耗器具備品費	2,843	1,708	20,635	2,845	5,532	39,281	1,138	73,982
事業費合計									2,167,349
事 務 費	福利厚生費	33,480	22,072	26,588	23,840	23,328	18,812	15,552	163,672
	旅費交通・研修研究費	15,614	15,982	9,354	12,246	5,260	13,148	4,120	75,724
	事務消耗品費								0
	水道光熱費								0
	電気						85,351		85,351
	水道						27,211		27,211
	ガス	27,634	32,017	33,192	43,382	64,030	32,875	28,174	261,304
	修繕費								0
	物件修繕	39,960	9,504		13,340	7,724	1,012	18,360	89,900
	施設修繕	19,980	169,344	175,230	136,296		28,080	29,808	558,738
	通信運搬費								
	電話	63,267	84,976	69,240	114,074	113,705	98,536	47,911	591,709
	(携帯)								0

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Aブロック)

金額単位:円

Aブロック		平成29年度							
		粕壁1・2	内牧1・2	豊春1・2	八木崎 1・2・3	上沖1・2	立野 1・2・3	宮川	A全体
事務費	業務委託費								0
	ごみ処理	12,672	12,668	12,644	18,472	12,620	18,472	6,768	94,316
	空調設備	96,396	96,396	96,396	144,600	96,396	144,600	48,198	722,982
	公共建築物	52,615	52,615	52,615	78,921	52,615	78,921	26,309	394,611
	消防設備	6,912	6,912	6,912	10,368	6,912	10,368	3,456	51,840
	除草								
	手数料								0
	保険料	7,280	7,280	7,280	10,920	7,280	10,920	3,640	54,600
	賃借料								0
事務費合計									3,171,958
支出額総合計		17,150,144	11,978,311	16,573,784	19,662,219	17,718,679	16,986,510	9,153,029	109,222,676

Bブロック		平成27年度								
		武里	豊野	備後	緑	正善	藤塚	武里南	武里西1・2	B全体
人件費	職員、指導員給与・手当・賞与	7,316,332	6,087,515	6,088,723	7,345,338	7,901,522	5,313,431	6,587,718	11,796,940	58,437,519
	臨時職員給与	3,023,410	2,485,690	3,031,740	3,248,460	3,415,840	2,660,780	3,038,470	2,921,710	23,826,100
	法定福利費	1,144,761	906,563	950,426	1,145,797	1,231,135	843,819	1,017,509	1,822,929	9,062,939
	退職金掛け金	361,320	379,100	462,570	370,080	588,360	391,440	531,740	910,380	3,994,990
人件費合計										95,321,548
事業費	医薬品費	4,210	2,018	3,582	0	3,409	0	7,383	11,023	31,625
	保健衛生費	16,452	16,452	16,452	16,452	16,452	16,452	16,452	32,904	148,068
	保育材料費	165,101	173,247	147,243	188,834	184,182	158,976	248,548	253,765	1,519,896
	消耗器具備品費	20,196	0	0	7,345	20,196	0	0	69,552	117,289
事業費合計										1,816,878
事務費	福利厚生費	14,372	14,372	14,372	14,372	14,372	14,372	14,372	28,743	129,347
	旅費交通・研修研究費	3,968	3,968	3,968	3,968	3,968	3,968	3,968	7,936	35,712
	事務消耗品費									0
	水道光熱費									0
	電気	296,877		331,222	297,882			287,940	367,776	1,581,697
	水道	58,446		66,761				63,652	77,788	266,647
	ガス	29,031	30,990		29,015	33,304	26,701	32,167	38,027	219,235
	修繕費									0
	物件修繕									0
	施設修繕	15,120	21,600		16,740				22,248	75,708
	通信運搬費									0
	電話	65,114	54,048	48,935	55,256	57,283	50,264	61,190	59,938	452,028
	(携帯)	21,406								21,406

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Bブロック)

金額単位:円

Bブロック		平成27年度								
		武里	豊野	備後	緑	正善	藤塚	武里南	武里西1・2	B全体
事務費	業務委託費									
	ごみ処理	9,838	9,838	9,838	9,838	9,838	9,838	9,838	19,674	88,540
	空調設備	46,980	49,815	46,980	117,315	60,615	60,615	46,980	93,960	523,260
	公共建築物	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200	86,400	388,800
	消防設備	3,378	3,378	3,378	3,378	3,378	3,378	3,378	6,754	30,400
	除草				26,000					26,000
	手数料									0
	保険料	4,607	4,607	4,607	4,607	4,607	4,607	4,607	9,214	41,463
	賃借料									0
事務費合計										3,880,243
支出額合計		12,664,119	10,286,401	11,273,997	12,943,877	13,591,661	9,601,841	12,019,112	18,637,661	101,018,669

Bブロック		平成28年度								
		武里	豊野	備後	緑	正善	藤塚	武里南1・2	武里西1・2	B全体
人件費	職員、指導員給与・手当・賞与	8,417,403	7,576,804	6,534,496	7,657,454	7,787,483	5,491,728	8,298,218	10,394,759	62,158,345
	臨時職員給与	2,893,900	2,574,800	2,544,850	3,554,050	3,683,550	2,814,300	2,713,900	3,151,050	23,930,400
	法定福利費	1,316,939	1,203,621	1,041,436	1,199,711	1,215,141	881,523	1,300,307	1,600,270	9,758,948
	退職金掛け金	614,160	382,080	455,060	582,270	609,600	404,400	621,340	789,600	4,458,510
人件費合計										100,306,203
事業費	医薬品費	13,523	6,134	4,136	3,094	4,491	8,402	1,966	3,697	45,443
	保健衛生費	13,987	13,987	13,987	13,987	13,987	13,987	27,975	27,975	139,872
	保育材料費	173,622	182,977	125,956	199,259	209,501	170,581	251,092	261,223	1,574,211
	消耗器具備品費	18,144	17,528	16,800	15,800	9,000			925	78,197
事業費合計										1,837,723
事務費	福利厚生費	12,115	12,115	12,115	12,115	12,115	12,115	24,231	24,231	121,152
	旅費交通・研修研究費	3,446	3,446	3,446	3,446	3,446	3,446	6,891	6,891	34,458
	事務消耗品費									0
	水道光熱費									0
	電気	290,162		206,674	293,764			247,598	356,374	1,394,572
	水道	54,098		55,437				68,683	80,149	258,367
	ガス	28,137	33,942		27,773	29,370	27,006	32,014	33,881	212,123
	修繕費									0
	物件修繕			62,249	73,440	55,080			36,720	227,489
	施設修繕				104,166	120,024	42,768		48,700	315,658
	通信運搬費									0
	電話	61,349	48,619	53,519	55,444	58,924	52,070	58,492	60,470	448,887
	(携帯)	23,358								23,358

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Bブロック)

金額単位:円

Bブロック		平成28年度								
		武里	豊野	備後	緑	正善	藤塚	武里南1・2	武里西1・2	B全体
事務費	業務委託費									0
	ごみ処理	7,897	7,897	7,897	7,897	7,897	7,897	15,794	15,794	78,970
	空調設備	51,987	51,987	51,987	51,987	51,987	51,987	103,971	103,971	519,864
	公共建築物	27,729	27,729	27,729	27,729	27,729	27,729	55,460	55,460	277,294
	消防設備	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	38,400
	除草									0
	手数料									0
	保険料	4,181	4,181	4,181	4,181	4,181	4,181	8,362	8,362	41,810
	賃借料									0
事務費合計										3,992,402
支出額合計		14,030,937	12,152,647	11,226,755	13,892,367	13,908,306	10,018,920	13,841,094	17,065,302	106,136,328

Bブロック		平成29年度								
		武里	豊野	備後	緑	正善1・2	藤塚	武里南1・2	武里西1・2	B全体
人件費	職員、指導員給与・手当・賞与	5,839,460	5,291,415	5,336,319	5,422,231	10,129,423	5,090,616	10,336,937	10,201,327	57,647,728
	臨時職員給与	3,282,240	2,601,500	2,809,760	3,183,640	4,241,760	3,091,080	2,893,680	3,307,680	25,411,340
	法定福利費	1,004,737	810,091	826,927	848,405	1,545,218	840,474	1,542,981	1,644,782	9,063,615
	退職金掛け金	563,160	397,320	357,600	414,600	786,960	218,760	776,640	797,040	4,312,080
人件費合計										96,434,763
事業費	医薬品費	14,986	2,061	0	2,859	8,105	2,182	3,942	18,901	53,036
	保健衛生費	13,648	13,648	13,648	13,648	27,293	13,648	27,293	27,293	150,119
	保育材料費	228,994	210,959	123,299	168,808	197,778	167,842	242,045	249,773	1,589,498
	消耗器具備品費	1,990	1,990	1,138	3,326	57,071	1,706	2,559	2,559	72,339
事業費合計										1,864,992
事務費	福利厚生費	13,736	15,552	13,736	15,552	20,628	13,736	17,880	27,472	138,292
	旅費交通・研修研究費	6,000	4,478	8,298	946	6,576	4,194	12,414	15,500	58,406
	事務消耗品費									0
	水道光熱費									0
	電気	308,350		210,816	303,382			269,739	387,140	1,479,427
	水道	57,903		55,175				70,518	80,679	264,275
	ガス	30,995	33,317		26,820	29,451	26,801	32,863	34,847	215,094
	修繕費									0
	物件修繕	10,584	63,828			70,034	4,104			148,550
	施設修繕	48,816		9,720	51,840				7,452	117,828
	通信運搬費									0
	電話	64,604	52,853	54,630	49,797	62,227	57,549	64,542	63,649	469,851
	(携帯)	23,358								23,358

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Bブロック)

金額単位:円

Bブロック		平成29年度								
		武里	豊野	備後	緑	正善1・2	藤塚	武里南1・2	武里西1・2	B全体
事務費	業務委託費									0
	ごみ処理	6,780	6,768	6,768	6,768	12,620	6,768	12,620	12,620	71,712
	空調設備	48,198	48,198	48,198	48,198	96,396	48,198	96,396	96,396	530,178
	公共建築物	26,309	26,309	26,309	26,309	52,615	26,309	52,615	52,615	289,390
	消防設備	3,456	3,456	3,456	3,456	6,912	3,456	6,912	6,912	38,016
	除草									
	手数料									0
	保険料	3,640	3,640	3,640	3,640	7,280	3,640	7,280	7,280	40,040
	賃借料									0
事務費合計										3,884,417
支出額合計		11,601,944	9,587,383	9,909,437	10,594,225	17,358,347	9,621,063	16,469,856	17,041,917	102,184,172

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Cブロック)

金額単位:円

Cブロック		平成27年度							
		幸松1・2	牛島	小湊	南桜井	川辺1・2	桜川1・2	中野	C全体
人件費	職員、指導員給与・手当・賞与	9,950,718	7,776,079	6,416,204	7,249,583	9,531,207	9,799,884	4,645,730	55,369,405
	臨時職員給与	2,788,890	2,402,440	1,842,390	2,305,950	3,225,460	3,491,210	2,489,450	18,545,790
	法定福利費	1,576,933	1,219,076	1,007,849	1,124,601	1,465,499	1,483,341	755,913	8,633,212
	退職金掛け金	801,580	580,440	263,740	386,040	733,330	750,840	183,720	3,699,690
人件費合計									86,248,097
事業費	医薬品費	3,775	2,256	15,885	4,470	9,261	3,304	799	39,750
	保健衛生費	32,904	16,452	16,452	16,452	32,904	32,904	16,452	164,520
	保育材料費	272,928	220,506	168,305	145,446	233,630	290,583	157,646	1,489,044
	消耗器具備品費	20,196	0	0	0	0	0	0	20,196
事業費合計									1,713,510
事務費	福利厚生費	28,743	14,372	14,372	14,372	28,743	28,743	14,372	143,717
	旅費交通・研修研究費	7,936	3,968	3,968	3,968	7,936	7,936	3,968	39,680
	事務消耗品費								0
	水道光熱費								0
	電気				243,238		420,979		664,217
	水道				27,246		74,396		101,642
	ガス	49,524	34,138	27,092	33,184				143,938
	修繕費								0
	物件修繕								0
	施設修繕	52,164				11,880	52,704	21,600	138,348
	通信運搬費								0
	電話	56,907	66,793	55,033	65,734	65,407	66,281	57,161	433,316
	(携帯)								0

Cブロック		平成27年度							
		幸松1・2	牛島	小湊	南桜井	川辺1・2	桜川1・2	中野	C全体
事務費	業務委託費								
	ごみ処理	19,674	9,838	9,838	9,838	19,674	19,674	9,838	98,374
	空調設備	134,190	60,615	60,615	48,195	67,230	82,890	33,615	487,350
	公共建築物	86,400	43,200	43,200	43,200	86,400	86,400	43,200	432,000
	消防設備	6,754	3,378	3,378	3,378	6,754	6,754	3,378	33,774
	除草						26,000		26,000
	浄化槽								0
	手数料								0
	浄化槽				24,077				24,077
	保険料	9,214	4,607	4,607	4,607	9,214	9,214	4,607	46,070
	賃借料								0
事務費合計									2,812,503
支出額合計		15,899,430	12,458,158	9,952,928	11,753,579	15,534,529	16,734,037	8,441,449	90,774,110

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Cブロック)

金額単位:円

Cブロック		平成28年度							
		幸松1・2	牛島	小湊	南桜井1・2	川辺1・2・3	桜川1・2	中野	C全体
人件費	職員、指導員給与・手当・賞与	8,776,194	7,398,398	4,787,674	7,565,089	11,026,363	9,483,777	4,997,810	54,035,305
	臨時職員給与	2,790,450	2,322,750	2,041,700	2,516,900	3,426,200	3,385,950	2,565,750	19,049,700
	法定福利費	1,413,675	1,066,359	562,167	1,179,193	1,771,185	1,396,309	790,090	8,178,978
	退職金掛け金	603,990	617,830	229,320	382,080	797,390	789,480	191,040	3,611,130
人件費合計									84,875,113
事業費	医薬品費		2,343	6,008	9,721	4,244	4,464	752	27,532
	保健衛生費	27,975	13,987	13,987	27,975	41,964	27,975	13,987	167,850
	保育材料費	258,525	229,557	158,551	178,304	294,973	325,129	148,553	1,593,592
	消耗器具備品費		84,721		12,841	12,466			110,028
事業費合計									1,899,002
事務費	福利厚生費	24,231	12,115	12,115	24,231	36,347	24,231	12,115	145,385
	旅費交通・研修研究費	6,891	3,446	3,446	6,891	10,335	6,891	3,446	41,346
	事務消耗品費								0
	水道光熱費								0
	電気				241,807	33,582	400,915		676,304
	水道				26,922		80,543		107,465
	ガス	48,990	29,994	26,272	33,877				139,133
	修繕費								0
	物件修繕					91,800			91,800
	施設修繕	50,976					32,400		83,376
	通信運搬費								0
	電話	63,767	62,779	53,641	85,386	77,869	67,647	53,522	464,611
	(携帯)								0

資料6 過去3年間の指定管理業務支出額及びその内訳(Cブロック)

金額単位:円

Cブロック		平成28年度							
		幸松1・2	牛島	小湊	南桜井1・2	川辺1・2・3	桜川1・2	中野	C全体
事務費	業務委託費								0
	ごみ処理	15,794	7,897	7,897	15,794	23,691	15,794	7,897	94,764
	空調設備	103,971	51,987	51,987	103,971	155,957	103,971	51,987	623,831
	公共建築物	55,460	27,729	27,729	55,460	83,190	55,460	27,729	332,757
	消防設備	9,600	4,800	4,800	9,600	4,800	4,800	4,800	43,200
	除草								0
	浄化槽				19,077				19,077
	手数料								0
	浄化槽				5,000				5,000
	保険料	8,362	4,181	4,181	8,362	12,544	8,362	4,181	50,173
	賃借料								0
事務費合計									2,918,222
支出額合計		14,258,851	11,940,873	7,991,475	12,508,481	17,904,900	16,214,098	8,873,659	89,692,337

Cブロック		平成29年度							
		幸松1・2	牛島1・2	小湊	南桜井1・2	川辺1・2・3	桜川1・2	中野	C全体
人件費	職員、指導員給与・手当・賞与	10,651,419	10,108,117	4,990,889	7,890,270	15,229,263	10,317,471	4,994,878	64,182,307
	臨時職員給与	2,843,280	2,722,800	2,661,560	2,931,900	3,762,040	3,431,620	2,469,120	20,822,320
	法定福利費	1,540,737	1,548,936	805,448	1,290,759	2,266,003	1,530,937	808,831	9,791,651
	退職金掛け金	782,760	719,160	207,360	545,200	1,161,600	808,320	198,720	4,423,120
人件費合計									99,219,398
事業費	医薬品費	0	2,815	8,968	7,533	11,053	2,644	1,445	34,458
	保健衛生費	27,293	27,293	13,648	27,293	40,939	27,293	13,648	177,407
	保育材料費	249,048	258,615	130,116	235,296	345,498	343,484	108,527	1,670,584
	消耗器具備品費	2,276	49,609	1,422	2,560	3,697	3,127	3,523	66,214
事業費合計									1,948,663
事務費	福利厚生費	26,588	18,812	15,552	12,998	29,288	23,328	13,736	140,302
	旅費交通・研修研究費	10,892	2,630	330	7,075	15,076	13,636	0	49,639
	事務消耗品費								0
	水道光熱費								0
	電気				213,053	133,707	446,594		793,354
	水道				22,806		77,954		100,760
	ガス	50,023	30,604	26,046	28,987				135,660
	修繕費								0
	物件修繕			36,072	24,624	172,800	48,600	8,640	290,736
	施設修繕	28,296	49,464	34,344		70,114		17,992	200,210
	通信運搬費								
	電話	72,270	64,890	54,540	105,466	115,617	69,784	52,127	534,694
	(携帯)								0

Cブロック		平成29年度							
		幸松1・2	牛島1・2	小湊	南桜井1・2	川辺1・2・3	桜川1・2	中野	C全体
事務費	業務委託費								0
	ごみ処理	12,632	12,620	6,768	12,219	16,517	15,684	5,502	81,942
	空調設備	96,396	96,396	48,198	96,396	144,600	96,396	48,198	626,580
	公共建築物	52,615	52,615	26,309	52,615	78,921	52,615	26,309	341,999
	消防設備	6,912	6,912	3,456	6,912	10,368	6,912	3,456	44,928
	除草		7,500						7,500
	浄化槽				19,077				19,077
	手数料								
	浄化槽				5,000				5,000
	保険料	7,280	7,280	3,640	7,280	10,920	7,280	3,640	47,320
賃借料								0	
事務費合計									3,419,701
支出額合計		16,460,717	15,787,068	9,074,666	13,545,319	23,618,021	17,323,679	8,778,292	104,587,762